

「エコアクション 21」の更新について

1 「エコアクション 21」とは

「エコアクション 21」とは、平成 8 年に環境省が策定した環境マネジメントシステムであり、環境経営システムの構築においては、計画の策定 (Plan)、計画の実施 (Do)、取組状況の確認および評価 (Check) および全体の評価と見直し (Action) の P D C A サイクルを基本とし、この結果を環境経営レポートとして公表する。

豊島区では、平成 23 年度に取り組みを開始し、平成 24 年 8 月に区役所旧本庁舎、平成 26 年 8 月に区役所別館・区民センター・生活産業プラザ等、現在、取得施設の累計は 71 施設となっている。

2 年に一度、更新審査、その間の年に中間審査を受審することとなっており、昨年度、4 回目の更新審査を受審した。

2 豊島区の「エコアクション 21」の取組み

- (1) 代表者 (区長) …エコアクション 21 に係る代表責任者、豊島区役所環境マネジメントシステムの全体評価及び見直し
- (2) 環境管理責任者 (環境清掃部長) …豊島区役所環境マネジメントシステムの周知、運用等、実務上の責任者
- (3) 事務局 (環境政策課) …豊島区役所環境マネジメントシステムの推進、区施設のエネルギー使用量の集計、内部監査の実施等
- (4) 環境管理推進員 (各課担当者) …各課環境目標の設定、その目標達成に向けた取組みの推進等

3 更新審査

9 月 11 日 (金)	書類審査
10 月 1 日 (木)	開始会議、環境経営システムの構築・運用状況の審査
10 月 2 日 (金)	代表者インタビュー、現地審査 (雑司が谷旧宣教師館、巣鴨図書館、施設整備課、地域まちづくり課、文化観光課、環境政策課)
10 月 5 日 (月)	現地審査 (ごみ減量推進課、リサイクルセンター、南池袋斎場、雑司が谷公園)、審査結果の確認及び対応策の協議、終了会議

4 審査結果

「地方公共団体向けガイドライン」に適合、審査人より、エコアクション 21 中央事務局の判定委員会に認証・登録の更新を推薦

更新審査報告書は別紙のとおり

認証・登録証は、令和 3 年 1 月に受領

総合評価

(1) 総合判定

「ガイドラインに適合」	審査の結果、「地方公共団体向けガイドライン」の要求事項に対して不適合が発見されませんでしたので、判定委員会に審査報告書を送付し、認証・登録の更新を推薦します。但し、一部に改善を要する事項がありました。これについては、次回審査の際に確認させていただきます。
-------------	---

(2) 総合コメント

<p>【判定理由】 不適合の検出がありませんでした。よって、「ガイドラインに適合」と判定します。</p> <p>【拡大対象の確認結果】 今回、「リサイクルセンター」及び「雑司が谷公園」が拡大対象になり、現地確認を実施しました。その結果、不適合はなく、拡大に問題はありません。</p> <p>【前回指摘の対応・是正】 前回審査ではB指摘3件、A指摘2件がありました。何れも対応を図っていました。 B-1: 「環境関連法規等/遵守評価表」に「フロン排出抑制法」が適用される部署を追記した。 B-2: 「フロン排出抑制法」の簡易点検漏れが起きないように対応を実施した。 B-3: 「マニフェストA票」の所管部署への送付漏れが起きないように指導した。 A-1: 産業廃棄物保管場所である旨を示す掲示板に産業廃棄物の内容等を表記した。 A-2: 「環境活動レポート」を図書館等に配置した。</p> <p>【評価できる点】 下記のような優れた計画、取り組みを実行していました。 「豊島区環境基本計画」: 「グリーンとしま」の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されています。池袋周辺4公園整備、低速電気バス、防災公園、基本目標と取組、SDGs、EA21取組、詳細な過去の実績データを示して根拠とし、計画達成の意思が読み取れます。 「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」: 事務事業でのCO2削減の行動指針を定めています。 「CO2排出量削減への取組」: 「CO2削減行動・省エネ行動」「省資源(紙・水)の取組」「グリーン購入」「廃棄物削減」行動指針が定められEA21の取組内容の一つになっています。 「豊島区環境年次報告」: 上記計画の目標、実績、分析、評価、今後の取組が記載されています。 「未来戦略推進プラン2019」: 「緑の拠点拡大」「学校緑化」「低炭素地域社会」「自然との共生の推進」「地域美化推進」「都市公害防止」「ごみ減量」などの予算と計画が定められています。 「としまカーボンマイナス施設づくりガイドライン」: 区施設の省エネ対応を定めています。 「豊島区電力の調達に係る環境配慮方針」: 環境に配慮した電力調達契約方針を規定しています。 「太陽光発電システム導入にかかる当面の方針」: 効果、導入施設、手続き等を定めています。 「SDGs未来都市」: SDGsの達成に貢献する優れた自治体として選定されています。 「自治体SDGsモデル事業」: 特に先導的な自治体として選定されています。</p> <p>【改善すべき点・提案事項】 豊島区の環境への取組は「豊島区環境基本計画」を基軸に区政として実行されており、オフィス作業においては「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」「CO2排出量削減への取組」で行われています。一方、部署別審査では「環境活動計画/実績表」が提示され、照明やPCの消灯、コピー裏紙の使用などに取組んでいることについて紹介を受けました。これらの取組は、何年も継続して実施されており、定着し、維持・管理的な運用になっていると考えられます。徐々に各部署の本業における環境関連の業務活動を「環境活動計画/実績表」に取り入れていくことを提案します。本業における環境関連の業務活動が庭の花木とすれば、照明やPCの消灯、コピー裏紙の使用などはグラウンドカバー(下草)の取り組みと考えられます。目標及び活動計画の運用は、組織の歴史や文化を通しての様々な狙いがあります。よって、現行の「環境活動計画/実績表」の取り組みを否定するものではありません。</p>
--

注: 審査はサンプリング形式にて行われました。従いまして、全く不適合がないという意味ではありません。
また、法規制の遵守の取組は、組織の責任において行うものであり、審査の中で保証を与えるものではありません。

本審査報告書に署名の上、コピーを1部とり、保管して下さい。
別途、ご請求する審査費用のお支払いを確認後、審査報告書を担当事務局に送付します。

上記の審査結果を確認しました。

令和2年10月5日

個別評価表

項目番号	項目名	判定欄	コメントNo.
1	取組の対象組織・活動の明確化	Ⓐ B C D	
2	環境方針の策定	Ⓐ B C D	
3	環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価	A Ⓑ C D	B-1
4	環境関連法規等の取りまとめ	Ⓐ B C D	A-1
5	環境目標及び環境活動計画の策定	Ⓐ B C D	
6	実施体制の構築	Ⓐ B C D	
7	教育・訓練の実施	Ⓐ B C D	
8	環境コミュニケーションの実施	Ⓐ B C D	
9	実施及び運用	Ⓐ B C D	
10	環境上の緊急事態への準備及び対応	A Ⓑ C D	B-2
11	環境関連文書及び記録の作成・管理	Ⓐ B C D	
12	取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	Ⓐ B C D	A-2
13	代表者による全体の評価と見直し	Ⓐ B C D	
14	環境活動レポートの作成	Ⓐ B C D	
15	環境活動レポートの公表 (次回発行予定日：令和3年9月 頃)	Ⓐ B C D	

評価項目のコメント表 (A判定：推奨事項等、B判定：指導事項)

コメント No.	推奨事項等または次回審査までに改善を要する軽微な指摘	B判定項目における 対応策 (協議内容)
B-1	<p>『3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価』 【環境管理責任者、事務局】 <審査基準> ガイドラインでは“対象範囲における事業活動に伴う環境への負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引きをもとに把握”することを求めています。 <確認した事実> 令和元年度における“環境負荷の自己チェックシート 3. 指標毎の取りまとめ ⑤エネルギー使用量”には、太陽光など新エネルギーの使用量を記載する欄がありますが、記載がありません。 <所見> 豊島区環境年次報告書のP79資料・データ関連集には、区施設太陽光発電装置状況でR1施設数1発電量20kWhが記載されており、これは新エネルギー使用量に該当しますので記載してください。</p>	<p>太陽光発電などの新エネルギーについて、漏れが無いかを再確認して、使用量を次回より自己チェックシートに記載し反映するようにします。</p>
B-2	<p>『10. 環境上の緊急事態への準備及び対応』 【巣鴨図書館】 <審査基準> ガイドラインでは“環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する”ことを求めています。 <確認した事実> 火災発生を想定し「緊急時アナウンス」「緊急連絡先」が準備されていました。しかし、館内アナウンスが先か、初期消火が先か、避難誘導が先かが分かりませんでした。また、職員の役割、利用者の退避の誘導手順、誘導場所なども分かりませんでした。 <所見> 火災発生について、実用的な対応策を整理して下さい。完成した対応策について、定期的にその対応策が活用できるかを確認し、場合によっては改善して下さい。可能な場合は訓練を実施して下さい。</p>	<p>火災における対応策の整理を行い、館内アナウンス、初期消火、避難誘導等について、方法を明確します。また、職員の役割、誘導場所なども明確にします。</p>
A-1	<p>『4. 環境関連法規等の取りまとめ』【環境管理責任者、事務局】 市町村には分別収集のために必要な集積場所を設置し、認定業者等への引き渡しの責務があり、貴庁ではこれら責務を実施しています。しかし、貴庁の環境関連法規等取りまとめ/遵守評価表 (H31. 4. 1発行) には、小型家電リサイクル法 (使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律) が特定されていません。法一覧に追加特定することを推奨します。</p>	
A-2	<p>『12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防』 (内部監査) 【環境管理責任者、事務局】 内部監査は年1回、監査対象部署をサンプリングし、事務局により実施されています。内部監査員は現在2名 (事務局) です。内部監査を実施し、改善の機会を検出して、継続的改善に繋げることで、環境マネジメントシステムのレベルアップを図ることが可能になります。そのためには、内部監査員の増員が望まれます。増員されることで、監査実施部署を増やすことができ、より多くの改善の機会検出が可能になります。また、増員により様々な視点での内部監査が可能になり、監査対象部署の従来の考え方では気がつかなかった改善点を見出す可能性が高まります。</p>	

以上